

最低制限基準価格の計算式の改正及び低入札価格調査制度の導入について

1 概 要

市が発注する公共工事の入札及び契約の適正化を推進するため、令和4年（2022年）3月見直しの中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、最低制限基準価格の計算式見直し及び低入札価格調査制度の導入をおこないます。

※低入札価格調査制度とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせずに、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの。

（地方自治法施行令第167条の10第1項）

2 改正内容

1）最低制限価格制度における最低制限基準価格の計算式の見直し

【改正後】

計算式：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%

範 囲：予定価格の75%～92%

【現行】

計算式：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×55%

範 囲：予定価格の70%～90%

2）低入札価格調査制度の導入

【改正後】

計算式：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%

範 囲：予定価格の75%～92%

【現 行】

無し

3 改正要領

「宇城市最低制限価格制度の算定基準」

「宇城市建設工事低入札価格調査施要領」